



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年5月22日金曜日 第2067号

◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則..... 501

告 示

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）..... 506
 土地改良事業の工事の完了..... 506
 公有水面埋立免許の出願（2件）..... 506
 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... 508
 基本測量の実施の通知..... 510
 愛媛県生涯学習センター、愛媛県総合科学博物館及び愛媛県歴史文化博物館の特別利用料の収納事務の委託..... 510
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 510
 土地改良区役員の就退任の届出（2件）..... 511
 土地改良区の定款変更の認可..... 512

建設業者の許可の取消し..... 512
 土地改良区役員の就退任の届出（6件）..... 512
 建設業者の許可の取消し..... 514
 道路の区域変更（一般国道378号）..... 515
 開発行為に関する工事の完了..... 515

教育委員会公告

平成22年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施..... 515

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則..... 516
 認知機能検査の実施に関する規則..... 517
 愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則..... 519

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... 520

規 則

○愛媛県規則第39号

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成21年5月22日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則

愛媛県立農業大学校規則（昭和58年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																	
<p>（コース、修業年限、学生定員及び在学期間）</p> <p>第4条 総合農学科のコース、修業年限及び学生定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>修業年限</th> <th>学生定員 (1学年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産園芸コース</td> <td rowspan="2">省略</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>（教科及び単位数）</p> <p>第7条 総合農学科の教科及び単位数は、別に定める。</p> <p>—。</p> <p>2 省略</p> <p>（入学試験等）</p> <p>第11条 入学試験は、書類審査、学科試験及び面接試験とする。ただし、出身高等学校又は出身中等教育学校の長の推薦がある者に対しては、学科試験の一部を免除することがある。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（コース、修業年限、学生定員及び在学期間）</p>	コース	修業年限	学生定員 (1学年)	農産園芸コース	省略		省略	<p>（コース、修業年限、学生定員及び在学期間）</p> <p>第4条 総合農学科のコース、修業年限及び学生定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>修業年限</th> <th>学生定員 (1学年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野菜複合コース</td> <td rowspan="2">省略</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>花き複合コース</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>（教科及び単位数）</p> <p>第7条 総合農学科の教科及び単位数は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 省略</p> <p>（入学試験等）</p> <p>第11条 入学試験は、書類審査、学科試験及び面接試験とする。ただし、出身高等学校_____の長の推薦がある者に対しては、学科試験の一部を免除することがある。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（コース、修業年限、学生定員及び在学期間）</p>	コース	修業年限	学生定員 (1学年)	野菜複合コース	省略		花き複合コース	省略		
コース	修業年限	学生定員 (1学年)																
農産園芸コース	省略																	
省略																		
コース	修業年限	学生定員 (1学年)																
野菜複合コース	省略																	
花き複合コース																		
省略																		

第25条 アグリビジネス科のコース、修業年限及び学生定員は、次の表のとおりとする。

コース	修業年限	学生定員 (1学年)
リーダー養成コース	2年	10人

2 省略
(教科及び単位数)

第26条 アグリビジネス科の教科及び単位数は、別に定める

2 省略

第25条 アグリビジネス科のコース、修業年限及び学生定員は、次の表のとおりとする。

コース	修業年限	学生定員 (1学年)
栽培育種コース	2年	15人
環境・流通コース		
家畜管理コース		
食品加工コース		

2 省略
(教科及び単位数)

第26条 アグリビジネス科の教科及び単位数は、別表第2のとおりとする。

2 省略

別表第1(第7条関係)

科目	種類	単位数		卒業に必要な単位数
		必修	選択	
教養科目	暮らしと経済(環境)	講義	2	必修科目64単位(野菜複合コースについては野菜栽培各論又は作物栽培各論のいずれかを、花き複合コースについては花き栽培各論又は作物栽培各論のいずれかを選択すること。)及び選択科目44単位以上
	暮らしと法律	講義	1	
	実用外国語Ⅰ	講義	2	
	実用外国語Ⅱ	講義	2	
	体育Ⅰ	演習	1	
	体育Ⅱ	演習	1	
専門科目	農業経営	講義	2	
	農業簿記	講義	2	
	農業簿記演習	演習	1	
	農業経営分析・設計	講義	1	
	環境保全と農業	講義	2	
	農産物流通とマーケティング	講義	2	
	農業概論	講義	3	
	病害虫と防除計画Ⅰ	講義	2	
	土壌肥料概論	講義	2	
	農業気象	講義	1	
	情報処理Ⅰ	演習	2	
	情報処理Ⅱ	演習	2	
	生物工学	演習	2	
	農業機械利用Ⅰ	演習	3	
	農業機械利用Ⅱ	演習	3	
農業政策と行政	講義	2		
農村社会	講義	2		
体験学習Ⅰ	実習	5		
体験学習Ⅱ	実習	5		
専攻	野菜	植物育種	講義	2
		植物生理	講義	2

複 合 コ ニ ス	土壌・植物調査法	講義		1
	野菜栽培概論	講義	2	
	作物栽培概論	講義		1
	土壌と肥料設計	講義		2
	病害虫と防除計画Ⅱ	講義		2
	施設園芸概論	講義	2	
	野菜栽培各論	講義	3	
	作物栽培各論	講義	3	
	農畜産物加工	講義		1
	農産物流通	講義		1
	野菜生産・経営実習Ⅰ	実習	19	
	野菜生産・経営実習Ⅱ	実習	20	
	先進事例研修	演習		4
	卒業論文	演習	3	
	花 き 複 合 コ ニ ス	植物育種	講義	
植物生理		講義	2	
土壌・植物調査法		講義		1
花き栽培概論		講義	2	
作物栽培概論		講義		1
土壌と肥料設計		講義		2
病害虫と防除計画Ⅱ		講義		2
施設園芸概論		講義	2	
花き栽培各論		講義	3	
作物栽培各論		講義	3	
農畜産物加工		講義		1
農産物流通		講義		1
花き生産・経営実習Ⅰ		実習	19	
花き生産・経営実習Ⅱ		実習	20	
先進事例研修		演習		4
果 樹 コ ニ ス	植物育種	講義		2
	植物生理	講義	2	
	土壌・植物調査法	講義		1
	果樹栽培概論	講義	2	
	土壌と肥料設計	講義		2
	病害虫と防除計画Ⅱ	講義		2
	施設園芸概論	講義	2	
	果樹栽培各論	講義	3	
	柑橘論	講義		1
	農畜産物加工	講義		1
	果樹流通	講義		1
	果樹生産・経営実習Ⅰ	実習	19	
	果樹生産・経営実習Ⅱ	実習	20	
	先進事例研修	演習		4

	卒業論文	演習	3	
畜産 コ ニ ス	家畜解剖	講義		2
	飼料栄養Ⅰ	講義	1	
	飼料栄養Ⅱ	講義	2	
	家畜育種と繁殖	講義		2
	家畜生理	講義	2	
	畜産経営	講義		2
	家畜衛生	講義		2
	環境保全と糞尿処理	講義		1
	家畜飼養管理Ⅰ	講義	1	
	家畜飼養管理Ⅱ	講義	3	
	農畜産物加工	講義		1
	家畜飼養・経営実習Ⅰ	実習	19	
	家畜飼養・経営実習Ⅱ	実習	20	
	先進事例研修	演習		4
	卒業論文	演習	3	

別表第2（第26条関係）

	科目	種類	単位数		卒業に必要な単位数
			必修	選択	
一般教 養科目	英語	講義		3	必修科目65 単位及び選 択科目41単 位以上
	数学	講義		2	
	化学	講義		2	
	法学	講義		2	
	経済学	講義		2	
	人間の発達と教育	講義		2	
専門科 目	農政学	講義		2	
	農業経済学	講義		2	
	農業経営学	講義		2	
	情報処理論Ⅰ	演習		2	
	情報処理論Ⅱ	演習		2	
	畜産学	講義		2	
	作物学	講義		2	
	園芸学	講義		2	
	農業土木	講義		2	
	生物化学	講義		2	
	農畜産物加工論	講義		2	
	リーダーシップ論	講義		2	
	マーケティング論	講義		2	
	法人経営学	講義		2	
	応用生物工学	演習		2	
農業機械施設学	演習		2		
先進農家セミナー（特 別講義）	講義		6		

		アグリビジネス体験実習	実習	10			
専攻科目目録	栽培育種コース	植物栄養学	講義	2			
		流通技術	講義	2			
		植物病理学	講義	2			
		土壤肥料学	講義	2			
		応用昆虫学	講義	2			
		生産システム学Ⅰ	講義	2			
		生産システム学Ⅱ	講義	3			
		栽培育種専攻実習Ⅰ	実習	20			
		栽培育種専攻実習Ⅱ	実習	17			
		卒業論文	演習	3			
環境・流通コース	環境・流通専攻実習Ⅰ	植物栄養学	講義	2			
		流通技術	講義	2			
		植物病理学	講義	2			
		土壤肥料学	講義	2			
		応用昆虫学	講義	2			
		生産システム学Ⅰ	講義	2			
		生産システム学Ⅱ	講義	3			
		環境・流通専攻実習Ⅰ	実習	20			
		環境・流通専攻実習Ⅱ	実習	17			
		卒業論文	演習	3			
家畜管理コース	家畜管理専攻実習Ⅰ	家畜育種学Ⅰ	講義	1			
		家畜育種学Ⅱ	講義	1			
		家畜繁殖学	講義	2			
		家畜衛生学	講義	2			
		飼料学Ⅰ	講義	1			
		飼料学Ⅱ	講義	1			
		家畜栄養学Ⅰ	講義	1			
		家畜栄養学Ⅱ	講義	1			
		家畜解剖学Ⅰ	講義	1			
		家畜解剖学Ⅱ	講義	1			
		家畜飼養学Ⅰ	講義	2			
		家畜飼養学Ⅱ	講義	1			
		家畜管理専攻実習Ⅰ	実習	20			
		家畜管理専攻実習Ⅱ	実習	17			
		卒業論文	演習	3			
		食品加工コース	食品加工専攻実習Ⅰ	食品製造学	講義	2	
				農産物加工学Ⅰ	講義	2	
農産物加工学Ⅱ	講義			2			
基礎栄養学	講義			2			
食生活論	講義			1			
食品化学	講義			1			
		微生物基礎	講義	2			

発酵食品学	講義	1	
食品貯蔵額	講義	1	
食品加工法規	講義	1	
食品加工専攻実習Ⅰ	実習	20	
食品加工専攻実習Ⅱ	実習	17	
卒業論文	演習	3	

様式第1号中

入学希望区分	総合農学科	アグリビジネス科	
第一希望	コース	コース	を
第二希望	コース	コース	
学科試験の選択科目			

入学希望区分	総合農学科	第一希望	コース
		第二希望	コース
	アグリビジネス科	コース	

に改め、同様式注1を次のように改める。

1 「入学希望区分」の欄は、入学を希望する科の の中にレ印を付し、コース名を記入すること。

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正前の愛媛県立農業大学校規則第2章及び第3章の規定による総合農学科及びアグリビジネス科は、改正後の愛媛県立農業大学校規則第2章及び第3章の規定にかかわらず、平成22年3月31日にそれぞれ当該科に在学する者が当該科に在学しなくなる日までの間、なお従前の例により存続するものとする。

告 示

○愛媛県告示第689号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市客、麓及び平林地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・客地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年5月25日から6月19日まで
- 縦覧場所
松山市役所北条支所

○愛媛県告示第690号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市客地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農地保全事業・客地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年5月25日から6月19日まで
- 縦覧場所

松山市役所北条支所

○愛媛県告示第691号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	山王地区	平成21年2月27日

○愛媛県告示第692号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治土木事務所及び今治市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年5月22日

伯方港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

- 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
今治市
今治市別宮町一丁目4番地1
代表者 今治市長 菅 良二
今治市大三島町宮浦5714番3

2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲 535 番18から同市伯方町木浦字岩ヶ峯乙 192 番19までの地先公有水面

2 工区

今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲 535 番16から同市伯方町木浦字西須ノ頭甲 535 番18までの地先公有水面

(2) 区域

1 工区

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ平成20年の春分の満潮位(D.L.+3.27メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(今治市伯方町木浦字池ノ奥乙 316 番 1、国土地理院「木浦」三等三角点)は、北緯34度12分 35.4416 秒、東経 133 度07分 03.6345 秒の地点

1点は、基点から真北 135 度23分20秒450.27メートルの地点

2点は、1点から真北 237 度27分35秒 15.15メートルの地点

3点は、2点から真北 237 度27分35秒 20.41メートルの地点

4点は、3点から真北 327 度32分21秒1.68メートルの地点

5点は、4点から真北 237 度33分54秒7.04メートルの地点

6点は、5点から真北 327 度38分41秒 11.41メートルの地点

7点は、6点から真北 237 度39分38秒0.60メートルの地点

8点は、7点から真北 327 度38分03秒3.00メートルの地点

2 工区

次の9点から1点までを順次直線で結んだ線並びに1点と9点を結ぶ平成20年の春分の満潮位(D.L.+3.27メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(今治市伯方町木浦字池ノ奥乙 316 番 1、国土地理院「木浦」三等三角点)は、北緯34度12分 35.4416 秒、東経 133 度07分 03.6345 秒の地点

9点は、基点から真北 119 度06分13秒568.27メートルの地点

10点は、9点から真北 189 度12分07秒3.04メートルの地点

11点は、10点から真北 279 度12分40秒0.60メートルの地点

12点は、11点から真北 189 度11分15秒 14.60メートルの地点

13点は、12点から真北 254 度50分52秒 14.47メートルの地点

14点は、13点から真北 167 度56分39秒1.24メートルの地点

15点は、14点から真北 257 度58分06秒1.90メートルの地点

16点は、15点から真北 347 度57分04秒0.70メートルの地点

17点は、16点から真北 257 度57分35秒 20.00メートルの地点

18点は、17点から真北 167 度57分04秒0.70メートルの地点

19点は、18点から真北 257 度57分28秒2.98メートルの地点

20点は、19点から真北 167 度37分51秒0.12メートルの地点

21点は、20点から真北 254 度50分41秒5.94メートルの地点

22点は、21点から真北 166 度23分17秒1.02メートルの地点

23点は、22点から真北 256 度21分39秒1.40メートルの地点

24点は、23点から真北 346 度21分39秒0.70メートルの地点

25点は、24点から真北 256 度21分14秒 29.00メートルの地点

26点は、25点から真北 166 度18分03秒0.70メートルの地点

27点は、26点から真北 256 度32分21秒1.40メートルの地点

28点は、27点から真北 346 度31分01秒0.18メートルの地点

29点は、28点から真北 254 度50分54秒110.16メートルの地点

2点は、29点から真北 327 度33分26秒 16.56メートルの地点

1点は、2点から真北57度27分35秒 15.15メートルの地点

(3) 面積

1 工区 625.52平方メートル

2 工区 3,447.42平方メートル

合計 4,072.94平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

1 工区

今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲 535 番18から同市伯方町木浦字岩ヶ峯乙 192 番28までの地先公有水面及び同市伯方町木浦字西須ノ頭甲 535 番18から同市伯方町木浦字岩ヶ峯乙 192 番19までの陸域

2 工区

今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲 535 番11から同市伯方町木浦字岩ヶ峯乙 192 番28までの地先公有水面及び同市伯方町木浦字西須ノ頭甲 535 番 2 から同市伯方町木浦字岩ヶ峯乙 192 番24までの陸域

(2) 区域

1 工区

次のA点からF点までを順次直線で結んだ線及びF点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(今治市伯方町木浦字池ノ奥乙 316 番 1、国土地理院「木浦」三等三角点)は、北緯34度12分 35.4416 秒、東経 133 度07分 03.6345 秒の地点

A点は、基点から真北 133 度08分56秒394.73メートルの地点

B点は、A点から真北 150 度05分01秒 57.93メートルの地点

C点は、B点から真北 237 度27分35秒 72.60メートルの地点

D点は、C点から真北 327 度38分34秒 16.53メートルの地点

E点は、D点から真北58度17分21秒 30.00メートルの地点

F点は、E点から真北 332 度14分34秒 41.93メートルの地点

2 工区

次のA点からB点までを順次直線で結んだ線及びB点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(今治市伯方町木浦字池ノ奥乙 316 番 1、国土地理院「木浦」三等三角点)は、北緯34度12分 35.4416 秒、東経 133 度07分 03.6345 秒の地点

A点は、基点から真北 133 度08分56秒394.73メートルの地点

G点は、A点から真北61度21分43秒 23.58メートルの地点

H点は、G点から真北79度46分42秒191.41メートルの地点

I点は、H点から真北 100 度01分03秒 25.31メートルの地点

J点は、I点から真北 184 度40分55秒9.62メートルの地点

K点は、J点から真北 214 度17分05秒 23.94メートルの地点

L点は、K点から真北 229 度26分16秒 10.49メートルの地点

M点は、L点から真北 189 度13分16秒 11.40メートルの地点

N点は、M点から真北92度44分17秒 28.18メートルの地点

O点は、N点から真北 188 度53分43秒153.62メートルの地点

P点は、O点から真北 263 度25分36秒190.35メートルの地点

C点は、P点から真北 327 度38分34秒108.73メートルの地点

B点は、C点から真北57度27分35秒 72.60メートルの地点

(3) 面積

1 工区 2,977.22平方メートル

2 工区 44,494.42平方メートル

合計 47,471.64平方メートル

- 3 埋立地の用途
輸送用機械器具製造業用地
- 4 出願年月日
平成21年 5 月 7 日

○愛媛県告示第 693 号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第 3 条第 1 項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、南予地方局西予土木事務所及び西予市役所において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 5 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西予市
西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
代表者 西予市長 三好幹二
西予市宇和町山田2061番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西予市明浜町田之浜甲 451 番 6 から同甲 451 番 3 までの地先公有水面及び同甲1108番 2 から同甲1108番 3 までの地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から 7 点までを順次直線で結んだ線、7 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2 25メートル）の陸と公有水面との接する線、8 点から 15 点までを順次直線で結んだ線並びに 15 点と 8 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2 25メートル）の陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点（西予市明浜町田之浜字ウツシリ甲1546の国土地理院四等三角点「横箸」）は、北緯33度19分 04 4781 秒、東経 1 32度23分 19 2373 秒の地点

- 1 点は、基点から真北88度00分42秒618 95メートルの地点
- 2 点は、1 点から真北 328 度07分56秒 11 84 メートルの地点
- 3 点は、2 点から真北58度09分09秒1 00メートルの地点
- 4 点は、3 点から真北 328 度09分09秒6 30メートルの地点
- 5 点は、4 点から真北 238 度09分09秒1 00メートルの地点
- 6 点は、5 点から真北 328 度09分09秒 31 85 メートルの地点
- 7 点は、6 点から真北21度30分25秒 18 .19 メートルの地点
- 8 点は、基点から真北81度52分11秒600 69メートルの地点
- 9 点は、8 点から真北 225 度16分25秒 34 .76 メートルの地点
- 10 点は、9 点から真北 310 度16分32秒 21 85 メートルの地点
- 11 点は、10 点から真北40度15分11秒1 00メートルの地点
- 12 点は、11 点から真北 310 度15分11秒6 30メートルの地点
- 13 点は、12 点から真北 220 度15分11秒1 00メートルの地点
- 14 点は、13 点から真北 310 度15分11秒 21 85 メートルの地

- 点
15 点は、14 点から真北14度16分32秒 35 .71 メートルの地点
- ウ 面積
2 814 .15平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西予市明浜町田之浜甲 451 番 6 から同甲1108番 2 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の A 点から Q 点までを順次直線で結んだ線及び Q 点と A 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西予市明浜町田之浜字ウツシリ甲1546の国土地理院四等三角点「横箸」）は、北緯33度19分 04 4781 秒、東経 1 32度23分 19 2373 秒の地点

- A 点は、基点から真北90度32分46秒666 28メートルの地点
- B 点は、A 点から真北 250 度19分22秒9 06メートルの地点
- C 点は、B 点から真北 253 度29分49秒 11 95 メートルの地点
- D 点は、C 点から真北 252 度06分05秒5 44メートルの地点
- E 点は、D 点から真北 342 度00分18秒4 49メートルの地点
- F 点は、E 点から真北 305 度24分28秒3 13メートルの地点
- G 点は、F 点から真北 251 度56分11秒 60 59 メートルの地点
- H 点は、G 点から真北 297 度26分06秒 88 30 メートルの地点
- I 点は、H 点から真北 310 度54分50秒 55 79 メートルの地点
- J 点は、I 点から真北14度16分30秒121 39メートルの地点
- K 点は、J 点から真北 115 度10分16秒 51 05 メートルの地点
- L 点は、K 点から真北 120 度43分51秒 48 03 メートルの地点
- M 点は、L 点から真北 127 度03分01秒 12 39 メートルの地点
- N 点は、M 点から真北 131 度59分58秒 20 78 メートルの地点
- O 点は、N 点から真北 139 度56分49秒9 52メートルの地点
- P 点は、O 点から真北 142 度51分11秒9 26メートルの地点
- Q 点は、P 点から真北 147 度43分30秒 30 82 メートルの地点
- ウ 面積
22 608 36平方メートル

- 3 埋立地の用途
漁港施設用地

- 4 出願年月日
平成21年 5 月 1 日

○愛媛県告示第 694 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成21年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

楠崎 A

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱16号と標柱 1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
新居浜市	楠崎二丁目 郷	楠崎	甲2210番 4	1号
			乙294番	2号
			乙295番 1	3号
			乙295番 1	4号
			乙293番 4	5号
			乙293番 1	6号
			乙293番 1	7号
			乙293番 1	8号
	楠崎二丁目		甲2202番 2	10号
			甲2202番 1 地先	11号
			甲2205番 3	12号
			甲2209番 3	13号
			甲2209番 5	14号
			甲2210番 1	15号
			甲2210番 3 地先	16号

松柏 B

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱 8号までを順次結んだ線、標柱 8号と標柱 9号をその他市道松柏入寺線北側官民境界線で結んだ線、標柱 9号と標柱10号を公衆用道路東側官民境界線で結んだ線及び標柱10号から標柱19号までを順次結んだ線並びに標柱19号と標柱 1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
八幡浜市	松柏	己 6 番	1号
		丙672番	2号
		己10番 2	3号
		己21番 1	4号
		己27番	5号
		丙630番 2	6号
		丙535番 1	7号
		丙614番 3	8号
		丙592番	9号
		丙656番 2	10号
		丙657番	11号
		丙661番	12号
		丙662番 1	13号
		丙662番 9	14号
		丙662番 9	15号
		丙662番13	16号
		丙662番13	17号
		丙676番 2	18号
		丙676番 2	19号

長堀

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱18号までの線を順次結んだ線及び標柱18号と標柱 1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
宇和島市	長堀二丁目	甲521番 4	1号
		甲521番 4	2号
		甲521番 4	3号
		甲521番 1	4号
		甲521番 1	5号
		甲521番 1	6号
		甲565番	7号
		甲592番 1	8号
		甲592番 1	9号
		甲592番 2	10号
		甲598番 1	11号
		甲598番 1	12号
		甲598番 2	13号
		甲316番 1	14号
		甲317番 1	15号
		甲321番	16号
		甲49番 4	17号
		甲52番	18号

石丸

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱 9号までを順次結んだ線、標柱 9号と標柱10号を市道祝森37号線東側官民境界線で結んだ線及び標柱10号と標柱 1号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱11号から標柱13号までを順次結んだ線、標柱13号と標柱14号を農道高ノ子線東側官民境界線で結んだ線、標柱14号から標柱21号までを順次結んだ線、標柱21号と標柱22号を市道成川線南側官民境界線で結んだ線、標柱22号から標柱26号までを順次結んだ線及び標柱26号と標柱11号を市道祝森37号線西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱	
宇和島市	祝森	谷田	甲948番 5	1号	
			甲948番 5	2号	
			甲954番	3号	
			乙300番 1	4号	
			高ノ子	乙298番 3	5号
				乙298番 3	6号
				乙296番15	7号
				甲908番 1	8号
				甲908番 1	9号
		甲945番 2		10号	
		高ノ子	甲910番 1	11号	
			甲911番 2	12号	
			乙287番18	13号	
			甲898番11	14号	
			甲898番 6	15号	
			甲898番 6	16号	
			甲888番	17号	
			神ノ前	乙286番 1、乙286番 3	18号
				乙286番 1、乙286番 3	19号

的場	乙286番 1、乙286番 3 地先	20号
	甲870番 1	21号
	甲869番 1	22号
	甲856番	23号
	甲880番 1	24号
高ノ子	甲898番 2	25号
	甲902番 1	26号

光明寺 A (追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成19年3月愛媛県告示第620号)光明寺Aの項で指定した標柱5号、6号及び7号を順次結んだ線、標柱7号と次に掲げる地番の土地に存する標柱22号を結んだ線並びに同項で指定した標柱5号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	字	地 番	標 柱
新居浜市	七宝台町	乙73番48	22号

二名津 A (追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成3年11月愛媛県告示第1574号)二名津Aの項で指定した標柱3号、標柱2号及び標柱1号を順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱7号から標柱22号までを順次結んだ線並びに標柱22号と同項で指定した標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	地 番	標 柱	
西宇和郡伊方町	二名津	184番	7号
	182番	8号	
	72番地先	9号	
	56番地先 3	10号	
	4番地先	11号	
	16番	12号	
	18番	13号	
	2244番	14号	
	2242番 1、2242番 2	15号	
	2240番	16号	
	2213番地先	17号	
	2231番	18号	
	2185番 2	19号	
	2192番	20号	
	2130番地先	21号	
	2087番地先	22号	

○愛媛県告示第695号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 5月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図(地図情報)」修正測量
- 2 作業期間 平成21年 5月22日から平成22年 3月31日まで

3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第696号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、愛媛県生涯学習センター、愛媛県総合科学博物館及び愛媛県歴史文化博物館の特別利用料の収納の事務を次のとおり委託した。

平成21年 5月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
イヨテツケーターサービス株式会社
松山市千舟町四丁目5番地2

2 委託期間

平成21年 4月1日から平成26年 3月31日まで

○愛媛県告示第697号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 5月22日

愛媛県西条保健所長 竹之内 直人

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
医療法人 北辰会
西条市氷見丙477番地
理事長 眞鍋 克己
- 2 事業場の名称及び所在地
医療法人北辰会 新まなべ病院
西条市小松町妙口字北都谷甲1540番2
- 3 特定施設に関する事項

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第72号 し尿処理施設	
特定施設の能力	1日当たり130立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年 3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年 4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位:リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 10

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4 最大 5
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8 最大 10
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.8 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 100 最大 130

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日		
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日		
処理施設の種 類	合併処理浄化槽		
処理施設の型 式	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式		
処理施設の構 造	FRP製		
処理施設の主要寸法	縦 6.2メートル 横 27.17メートル 高さ 3.24メートル		
処理施設の能 力	1日当たり130立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	ばっ気、脱窒及び膜分離硝化		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5.8~8.6	通常 6~8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 100	通常 8 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200	通常 4 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 8 最大 10
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5	通常 0.8 最大 1	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 100 最大 130	通常 100 最大 130
----------------------------	------------------	------------------

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1
	通常 100 最大 130	

備考 この他に、雨水排水口が9箇所ある。

○愛媛県告示第698号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市新居浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年5月22日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 治 郎	新居浜市徳常町4-38
"	宮 崎 和 郎	新居浜市徳常町9-29
"	高 橋 文二郎	新居浜市西町3-9
"	源 代 富 一	新居浜市中須賀町1-4-21
"	日 野 勘太郎	新居浜市中須賀町1-2-29
監 事	白 石 初太郎	新居浜市徳常町3-11
"	宮 崎 勝 善	新居浜市港町15-26

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 文二郎	新居浜市西町3-9
"	白 石 治 郎	新居浜市徳常町4-38
"	日 野 勘太郎	新居浜市中須賀町1-2-29
"	白 石 初太郎	新居浜市徳常町3-11
"	宮 崎 和 郎	新居浜市徳常町9-29
監 事	源 代 富 一	新居浜市中須賀町1-4-21
"	横 山 弘 昌	新居浜市徳常町5-45

○愛媛県告示第 699 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月22日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 崎 和 郎	新居浜市徳常町 9 - 29
監 事	白 石 徹	新居浜市北内町 1 - 12 - 18
"	白 石 初太郎	新居浜市徳常町 3 - 11

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 文二郎	新居浜市西町 3 - 9
監 事	杉 本 馨	新居浜市北内町 4 - 6 - 27
"	源 代 富 一	新居浜市中須賀町 1 - 4 - 21

○愛媛県告示第 700 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、西条市丹原町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 5月22日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第 701 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 18) 第12585号	平成19年 3月18日	(株)いよましん	菊川 正	今治市大西町九王甲1452 - 1	平成21年 4月7日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第9777号	平成17年 5月13日	波方設備	浅海 幸秀	今治市波方町樋口甲2200 - 13	平成21年 4月13日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 20) 第15374号	平成20年 7月31日	匠工務店	越智 和彦	今治市大西町新町甲776 - 1	平成21年 4月20日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第14695号	平成18年 1月18日	燦久建設(有)	秋山 久利	今治市町谷甲632 - 4	平成21年 4月22日	左官工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第 702 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市居相土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月22日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 良 昭	松山市居相二丁目 1 番 1 号
"	堀 川 満 幸	松山市居相五丁目 5 番15号
"	玉乃井 實	松山市居相一丁目 3 番 8 号
"	有 光 逸 武	松山市居相五丁目 7 番 7 号
"	今 村 敬 三	松山市居相四丁目 2 番12号
"	堀 川 博	松山市居相四丁目19番30号
"	今 村 省 三	松山市居相三丁目 8 番 1 号
監 事	今 村 旭	松山市居相五丁目 8 番 5 号
"	清 水 良 三	松山市居相二丁目 5 番32号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 良 昭	松山市居相二丁目 1 番 1 号
"	堀 川 満 幸	松山市居相五丁目 5 番15号
"	玉乃井 實	松山市居相一丁目 3 番 8 号
"	有 光 逸 武	松山市居相五丁目 7 番 7 号
"	玉 井 正 夫	松山市居相四丁目20番 1 号
"	堀 川 博	松山市居相四丁目19番30号
"	今 村 省 三	松山市居相三丁目 8 番 1 号
監 事	福 田 利 文	松山市居相五丁目 9 番15号
"	清 水 良 三	松山市居相二丁目 5 番32号

○愛媛県告示第 703 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市勝岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月22日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 上 孝 夫	松山市勝岡町1102番地

"	大 野 勝 利	松山市勝岡町1268番地 2
"	大 野 み き	松山市勝岡町2667番地
"	大 野 信 良	松山市勝岡町1288番地 4
"	徳 永 一 雄	松山市勝岡町2641番地
"	植 木 駒 夫	松山市勝岡町2558番地
監 事	岡 本 正 博	松山市勝岡町2611番地
"	原 運 久	松山市勝岡町2535番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 上 孝 夫	松山市勝岡町1102番地
"	大 野 勝 利	松山市勝岡町1268番地 2
"	岡 本 邦 久	松山市勝岡町2511番地
"	大 野 信 良	松山市勝岡町1288番地 4
"	徳 永 一 雄	松山市勝岡町2641番地
"	宮 本 宏 江	松山市勝岡町1080番地 2
監 事	大 野 欽 二	松山市勝岡町1287番地
"	矢 野 孝 人	松山市勝岡町2574番地 1

○愛媛県告示第 704 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月22日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 田 祐 享	松山市山西町540番地
"	岡 本 久	松山市南斎院町287番地
"	松 友 和 廣	松山市生石町404番地
"	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	一 色 幸 徳	松山市北斎院町262番地 9
"	一 色 通	松山市南斎院町1278番地
"	関 谷 省 三	松山市南吉田町908番地
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	森 山 邦 雄	松山市別府町458番地 9
"	菅 敏 雄	松山市南江戸二丁目 7 番33号
"	横 田 昭 治	松山市清住一丁目 3 番 8 号
"	相 原 義 孝	松山市竹原町一丁目10番19号
監 事	森 英 徳	松山市北斎院町397番地
"	烏 谷 健	松山市別府町387番地 1
"	梅 木 静 男	松山市生石町167番地 1
"	竹 内 嘉 重	松山市高岡町260番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 崎 信太朗	松山市北斎院町160番地 2
"	清 水 孝 爾	松山市高岡町670番地
"	松 友 和 廣	松山市生石町404番地
"	関 谷 文 夫	松山市南斎院町1290番地

"	梅 木 静 男	松山市生石町167番地 1
"	一 色 通	松山市南斎院町1278番地
"	関 谷 省 三	松山市南吉田町908番地
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	森 山 邦 雄	松山市別府町458番地 9
"	烏 谷 一 雄	松山市北斎院町708番地 4
"	横 田 昭 治	松山市清住一丁目 3 番 8 号
"	相 原 義 孝	松山市竹原町一丁目10番19号
監 事	西 村 精 司	松山市山西町15番地
"	一 色 英 徳	松山市南江戸二丁目10番20号
"	安 永 孝 夫	松山市別府町854番地 1
"	竹 内 嘉 重	松山市高岡町260番地

○愛媛県告示第 705 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市太山寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月22日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 中 光 直	松山市勝岡町2736番地
"	渡 部 勝 廣	松山市太山寺町1740番地
"	渡 部 親 徳	松山市太山寺町1851番地
"	山 崎 好 武	松山市太山寺町2304番地 1
"	門 間 正 純	松山市太山寺町561番地
"	山 本 繁 信	松山市太山寺町1031番地 2
"	岡 本 大 三	松山市勝岡町2572番地
"	井 上 茂	松山市太山寺町1310番地
"	武 智 晃	松山市太山寺町560番地
"	戒 田 政 清	松山市太山寺町1542番地 4
"	山 口 祐 記	松山市太山寺町2289番地 1
"	須之内 富 正	松山市太山寺町1028番地 1
監 事	岡 本 逸 朗	松山市勝岡町2546番地
"	上 森 光 明	松山市太山寺町721番地 1
"	布 袋 耕 成	松山市太山寺町1705番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 池 了	松山市太山寺町1874番地
"	渡 部 勝 廣	松山市太山寺町1740番地
"	須之内 康 展	松山市太山寺町1029番地
"	武 智 大三郎	松山市太山寺町568番地
"	須之内 昭 吉	松山市太山寺町1024番地
"	村 上 伸 二	松山市太山寺町2303番地 1
"	岡 本 大 三	松山市勝岡町2572番地
"	武 智 二三四	松山市太山寺町541番地
"	渡 部 純	松山市太山寺町1482番地 3
"	戒 田 政 清	松山市太山寺町1542番地 4
"	山 口 祐 記	松山市太山寺町2289番地 1
"	田 中 光 直	松山市勝岡町2736番地

監 事	岡 本 逸 朗	松山市勝岡町2546番地
"	上 森 光 明	松山市太山寺町721番地 1
"	和 田 庄 司	松山市太山寺町1885番地

松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月22日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

○愛媛県告示第 706 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月22日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 貴 幸	松山市畑寺三丁目15番32号
"	山 本 章 二	松山市畑寺二丁目10番 3 号
"	山 本 武	松山市畑寺二丁目18番17号
"	高 田 敏 充	松山市畑寺一丁目 5 番 1 号
"	林 賢 二	松山市畑寺二丁目16番 3 号
"	江 戸 正 一	松山市畑寺三丁目15番13号
"	江 戸 通 敏	松山市畑寺二丁目 8 番27号
"	江 戸 幸 男	松山市畑寺三丁目17番25号
"	朝 山 春 一	松山市畑寺四丁目 4 番 3 号
監 事	朝 山 和 孝	松山市畑寺四丁目 3 番24号
"	森 川 恵 克	松山市畑寺一丁目 1 番 6 号

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	重 信 良 吉	松山市平井町295番地
"	仙 波 隆 一	松山市平井町3031番地
"	和 田 幸 男	松山市平井町1946番地 2
"	重 信 昭 雄	松山市平井町610番地
"	川 崎 運 徳	松山市平井町1113番地
"	河 本 信 久	松山市平井町563番地
"	武 智 忠 行	松山市平井町1678番地
"	豊 田 哲 夫	松山市平井町2480番地
"	豊 田 穰	松山市平井町1630番地
"	柴 田 保 教	松山市平井町1121番地
"	仙 波 雄 二	松山市平井町2975番地
"	堀 川 正	松山市平井町2139番地 2
監 事	松 澤 擴	松山市平井町2507番地 1
"	重 信 公 雄	松山市平井町604番地 2
"	三 上 宗 利	松山市平井町3007番地

退 任

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	朝 山 春 一	松山市畑寺四丁目 4 番 3 号
"	赤 松 博 光	松山市畑寺一丁目 1 番 1 号
"	江 戸 貴 幸	松山市畑寺三丁目15番32号
"	朝 山 和 孝	松山市畑寺四丁目 3 番24号
"	高 田 敏 充	松山市畑寺一丁目 5 番 1 号
"	林 賢 二	松山市畑寺二丁目16番 3 号
"	江 戸 正 一	松山市畑寺三丁目15番13号
"	江 戸 通 敏	松山市畑寺二丁目 8 番27号
"	江 戸 幸 男	松山市畑寺三丁目17番25号
監 事	山 本 章 二	松山市畑寺二丁目10番 3 号
"	森 川 恵 克	松山市畑寺一丁目 1 番 6 号

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	重 信 良 吉	松山市平井町295番地
"	仙 波 隆 一	松山市平井町3031番地
"	和 田 幸 男	松山市平井町1946番地 2
"	重 信 昭 雄	松山市平井町610番地
"	川 崎 運 徳	松山市平井町1113番地
"	河 本 信 久	松山市平井町563番地
"	石 橋 清 春	松山市平井町1595番地
"	豊 田 哲 夫	松山市平井町2480番地
"	豊 田 穰	松山市平井町1630番地
"	和 田 利 幸	松山市平井町2151番地 2
"	仙 波 雄 二	松山市平井町2975番地
"	八 木 清 文	松山市平井町1100番地
監 事	大 野 輝 男	松山市平井町1028番地 2
"	武 智 忠 行	松山市平井町1678番地
"	和 田 映 久	松山市平井町1920番地

○愛媛県告示第 707 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、

○愛媛県告示第 708 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 18) 第 7910 号	平成 18 年 10 月 8 日	愛光ビルエンジニアリング(株)	池田 啓吾	松山市久万ノ台189番地 9	平成 21 年 4 月 1 日	建築工事業	建設業の廃止

(般 - 19)第15213号	平成19年 12月18日	(株)夢家建設	上田 茂裕	松山市小坂 4 - 14 - 14	平成21年 4月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第12218号	平成18年 3月24日	阿川総合建設(株)	阿部 久雄	伊予郡松前町南黒田397	平成21年 4月9日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第7537号	平成18年 3月10日	(株)アースコンサルタント	二神 久士	松山市平井町甲2293 - 3	平成21年 4月9日	さく井工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18)第9158号	平成18年 7月28日	伊予地下(有)	東 誠	松山市針田町72番地	平成21年 4月15日	土工事業 とび・土工事業 さく井工事業	建設業の廃止
(特 - 19)第15210号	平成19年 12月16日	井関建設(株)	黒川 光夫	松山市堀江町甲527番地 1	平成21年 4月17日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第6719号	平成19年 5月23日	(株)チグサ	千種 剛志	東温市牛淵199番地56	平成21年 4月27日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 16)第10756号	平成17年 2月20日	(有)永金建設	中村 淳	松山市高岡町857 - 1	平成21年 4月27日	土工事業 建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 709 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 5月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	伊予市三秋字菅谷丙 2 番75地先から 同市三秋字端原甲1318番 5 まで	旧	メートル 9.4~27.3	キロメートル 0.102	
			新	15.9~35.8	0.102	

○愛媛県告示第 710 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 5月22日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
21中局建（開）第 6 号 平成21年 5月15日	伊予郡松前町大字上高柳字久保田437番 4	伊予郡砥部町重光206番地 3 MANDARINE B棟101号 渡 邇 典 孝

教育委員会公告

○公 告

平成22年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第11条の規定により、平成22年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。

平成21年 5月22日

愛媛県教育委員会

教育長 藤 岡 澄

1 第 1 次選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小 学 校 教 員	平成21年 7月21日(火)から 24日(金)まで	松山市立道後中学校 (松山市上市一丁目 3 番57号) 松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目 148番地 2)

中 学 校 教 員 (各教科)	平成21年 7月21日(火)から 24日(金)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目 148番地 2)
高 等 学 校 教 員 (各教科〔科目〕) 特別支援学校教員	平成21年 7月21日(火)から 24日(金)まで	松山北高等学校 (松山市文京町 4 番地 1)
養 護 教 員 栄 養 教 員	平成21年 7月21日(火)から 23日(木)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目 148番地 2)

注 1 区分間の併願は、認めない。

2 場所等を変更することがある。

2 第 2 次選考試験

第 2 次選考試験の詳細は、第 1 次選考試験に合格した者に通知する。

3 受 験 申 込 受 付 期 間

平成21年5月25日(月)から6月17日(水)まで(郵送による場合は、同日までの消印のあるものは受け付ける。)

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成22年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの
- (2) 昭和45年4月2日以降に出生した者

なお、他の都道府県で学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校の教員として勤務している者(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。)及び栄養教員の志願者で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第2条第1項に規定する義務教育諸学校の学校栄養職員として本県で勤務しているもの(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。)については、年齢を制限しない。
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者

5 受験申込手続及び試験方法

平成22年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項(以下

「志願要項」という。)を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の入手方法

愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。

なお、上記によることができない場合には、封筒の表に「教員採用選考試験志願要項請求」と朱書き、140円切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して郵送にて下記まで請求すること。

請求先

志 願 種 別	あ て 先
小 学 校 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
中 学 校 教 員 志 願 者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
高 等 学 校 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912 2952
養 護 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
栄 養 教 員 志 願 者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年5月22日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(昭和53年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第12条の3の診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>診断の対象者</th> <th>医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「令」という。)第5条の2第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者</td> <td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師</td> </tr> <tr> <td>令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者</td> <td>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td> </tr> <tr> <td>介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症である者</td> <td>左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td> </tr> </tbody> </table>	診断の対象者	医師	法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「令」という。)第5条の2第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師	令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師	
診断の対象者	医師								
法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「令」という。)第5条の2第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師								
令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師								
介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師								

2 医師の指定の期間は、3年とする。ただし、再指定を妨げない。

3 愛媛県公安委員会は、医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院の名称及び所在地並びに診断の対象者を公示するものとする。

(射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間)

第2条 令

第4条第1項に規定する公安委員会が定める許可の期間は、2年とする。

2 省略

第3条 省略

第4条 省略

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、愛媛県警察本部長が定める。

(射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する公安委員会が定める許可の期間は、2年とする。

2 省略

第2条 省略

第3条 省略

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の施行に関し必要な事項は、愛媛県警察本部長が定める。

附 則

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

2 平成21年6月1日から銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成20年法律第86号)の施行の日の前日までの間は、第1条第1項の表中「第5条第1項第3号」とあるのは「第5条第1項第2号」と、「第5条第1項第4号及び第5号」とあるのは「第5条第1項第3号及び第4号」とする。

○愛媛県公安委員会規則第7号

認知機能検査の実施に関する規則を次のように定める。

平成21年5月22日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

認知機能検査の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査(以下「検査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査結果の報告)

第2条 法第108条第1項の規定により公安委員会の委託を受けて検査を実施する法人は、検査終了後、速やかに、検査結果を公安委員会に報告するものとする。報告した内容に変更があった場合も、同様とする。

(検査結果の通知)

第3条 公安委員会は、検査を受検した者に対し、検査結果を通知するものとする。

(検査結果の通知に係る書面の再交付)

第4条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る書面を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損し、当該書面の再交付を受けようとするときは、公安委員会に認知機能検査結果通知書再交付申出書(別記様式)を提出して申し出なければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

認知機能検査結果通知書再交付申出書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

氏名及び
生年月日

住 所

検査年月日

受検場所

再 交 付
の 理 由

○愛媛県公安委員会規則第 8 号

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 5 月22日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第 1 条 愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適性検査の受検命令等)</p> <p>第23条の 3 法第90条第 8 項及び第103条第 6 項の適性検査の受検命令は、適性検査受検命令書(別記様式第21号の 3)を交付して行うものとする。</p> <p>2 法第90条第 8 項及び第103条第 6 項の医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書(別記様式第21号の 4)を交付して行うものとする。</p> <p>3 法第90条第 8 項及び第103条第 6 項の診断書の様式は、診断書(別記様式第21号の 5)のとおりとする。</p> <p>(臨時適性検査の通知)</p> <p>第24条 法第102条第 6 項及び法第107条の 4 第 1 項に規定する通知は、臨時適性検査通知書(別記様式第22号)によつて行うものとする。</p> <p>(免許用写真の添付の省略)</p> <p>第24条の 3 _____</p> <p>法第101条第 1 項の免許証の更新の申請、法第101条の 2 第 1 項の更新期間における免許証の更新の申請又は法第104条の 4 第 1 項の免許の取消しの申請については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請の書類に施行規則第17条第 2 項第 8 号の免許用写真(以下「免許用写真」という。)の添付を要しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第103条第 3 項の規定により免許の効力が停止されている場合</p>	<p>(適性検査の受検命令等)</p> <p>第23条の 3 法第90条第 6 項及び第103条第 5 項の適性検査の受検命令は、適性検査受検命令書(別記様式第21号の 3)を交付して行うものとする。</p> <p>2 法第90条第 6 項及び第103条第 5 項の医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書(別記様式第21号の 4)を交付して行うものとする。</p> <p>3 法第90条第 6 項及び第103条第 5 項の診断書の様式は、診断書(別記様式第21号の 5)のとおりとする。</p> <p>(臨時適性検査の通知)</p> <p>第24条 法第102条第 3 項及び法第107条の 4 第 1 項に規定する通知は、臨時適性検査通知書(別記様式第22号)によつて行うものとする。</p> <p>(免許用写真の添付の省略)</p> <p>第24条の 3 法第94条第 1 項の免許証の記載事項の変更の届出、法第101条第 1 項の免許証の更新の申請、法第101条の 2 第 1 項の更新期間における免許証の更新の申請又は法第104条の 4 第 1 項の免許の取消しの申請については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請の書類に施行規則第17条第 2 項第 8 号の免許用写真(以下「免許用写真」という。)の添付を要しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第103条第 2 項の規定により免許の効力が停止されている場合</p>

(高齢者講習に関する規則の一部改正)

第 2 条 高齢者講習に関する規則(平成10年愛媛県公安委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(高齢者講習の連絡事項)</p> <p>第 3 条 法第101条の 4 第 3 項の規定による高齢者講習に係る事務の円滑な実施を図るため、その他高齢者講習連絡書に記載することが必要な事項は、講習時間、携行品及び受講上の注意事項とする。</p>	<p>(高齢者講習の連絡事項)</p> <p>第 3 条 法第101条の 4 第 2 項の規定による高齢者講習に係る事務の円滑な実施を図るため、その他高齢者講習連絡書に記載することが必要な事項は、講習時間、携行品及び受講上の注意事項とする。</p>

(取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正)

第 3 条 取消処分者講習の実施に関する規則(平成15年愛媛県公安委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(取消処分者講習の実施)</p> <p>第 2 条 取消処分者講習のうち、次の各号のいずれにも該当する者</p>	<p>(取消処分者講習の実施)</p> <p>第 2 条 取消処分者講習のうち、次の各号のいずれにも該当する者</p>

に対する講習は、法第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）に行わせることができる。

- (1) 法第90条第9項、第103条第7項又は第107条の5第1項の規定により、免許を受けることができない期間又は運転を禁止する期間として公安委員会が定めた期間が3年以下の者
 - (2) 省略
- （受講申出）

第6条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条第2項第1号に規定する取消処分者講習の申出は、取消処分者講習申出書（様式第3号）及び施行規則第17条第2項第8号の免許用写真2枚を、公安委員会（指定講習機関が行う取消処分者講習を受けようとする者にあつては、当該指定講習機関）に提出して行うものとする。

に対する講習は、法第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）に行わせることができる。

- (1) 法第90条第7項、第103条第6項又は第107条の5第1項の規定により、免許を受けることができない期間又は運転を禁止する期間として公安委員会が定めた期間が3年以下の者
 - (2) 省略
- （受講申出）

第6条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条第2項第1号に規定する取消処分者講習の申出は、取消処分者講習申出書（様式第3号）及び施行規則第17条第2項第7号の免許用写真2枚を、公安委員会（指定講習機関が行う取消処分者講習を受けようとする者にあつては、当該指定講習機関）に提出して行うものとする。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第3号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年5月22日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表1（第2条関係）		別表1（第2条関係）	
本部長の専決事項		本部長の専決事項	
法令	専決事項	法令	専決事項
省略		省略	
道路交通法（昭和35年法律第105号）	1～8 省略 9 第75条第5項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）及び第104条の2第2項（第104条の2の3第5項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日等の通知及び公示 10～13 省略 14 第107条の5第1項（第107条の5第9項において準用する場合を含む。）の規定による180日を超えない期間の自動車等の運転の禁止 15～29 省略	道路交通法（昭和35年法律第105号）	1～8 省略 9 第75条第5項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）及び第104条の2第2項（第104条の2の3第5項及び第107条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日等の通知及び公示 10～13 省略 14 第107条の5第1項（第107条の5第8項において準用する場合を含む。）の規定による180日を超えない期間の自動車等の運転の禁止 15～29 省略
省略		省略	
別表2（第3条関係）		別表2（第3条関係）	
部課長の専決事項		部課長の専決事項	
1 省略		1 省略	

2 課長専決事項

(1)～(10) 省略

(11) 運転免許課長

法令	専決事項
道路交通法	1・2 省略
	3 第90条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)____の規定による弁明をなすべき日時等の通知及び弁明の機会の付与
	4 第90条第8項の規定による適性検査の受検及び医師の診断書の提出命令
	5 第90条第11項の規定による他の公安委員会への通知
	6 第90条第12項の規定による免許の保留又は効力の停止期間の短縮
	7 第90条第13項の規定による仮免許の交付の拒否
	8 第90条第14項の規定による弁明をなすべき日時等の通知及び弁明の機会の付与
	9～15 省略
	16 第97条の2第1項第3号イ及び第101条の4第2項の規定による認知機能検査の実施
	17 省略
	18 省略
	19 省略
	20 省略
	21 省略
	22 省略
	23 省略
	24 省略
	25 省略
	26 省略
	27 省略
	28 省略
	29 省略
	30 省略
	31 省略
	32 省略
	33 省略
	34 省略
	35 省略
	36 省略
	37 省略
	38 省略
	39 省略
	40 省略
	41 第101条の4第3項の規定に

2 課長専決事項

(1)～(10) 省略

(11) 運転免許課長

法令	専決事項
道路交通法	1・2 省略
	3 第90条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)及び第6項の規定による弁明をなすべき日時等の通知及び弁明の機会の付与
	4 第90条第6項の規定による適性検査の受検及び医師の診断書の提出命令
	5 第90条第8項の規定による他の公安委員会への通知
	6 第90条第9項の規定による免許の保留又は効力の停止期間の短縮
	7 第90条第10項の規定による仮免許の交付の拒否
	8 第90条第11項の規定による弁明をなすべき日時等の通知及び弁明の機会の付与
	9～15 省略
	16 省略
	17 省略
	18 省略
	19 省略
	20 省略
	21 省略
	22 省略
	23 省略
	24 省略
	25 省略
	26 省略
	27 省略
	28 省略
	29 省略
	30 省略
	31 省略
	32 省略
	33 省略
	34 省略
	35 省略
	36 省略
	37 省略
	38 省略
	39 省略
	40 第101条の4第2項の規定に

よる高齢者講習連絡書の送付
42 第102条第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項の規定による臨時適性検査の実施
43 第102条第6項の規定による臨時適性検査の通知
44 第103条第3項及び第9項の規定による他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び処分の通知並びに処分移送通知書の受理
45 第103条第6項の規定による適性検査の受検及び医師の診断書の提出命令
46 省略
47 省略
48 第104条第1項（第104条の2の2第6項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の実施
49 省略
50 省略
51 省略
52 省略
53 第104条の2の3第3項において準用する第103条第3項の規定による他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び処分移送通知書の受理
54 第104条の2の3第3項において準用する第103条第9項の規定による他の公安委員会への処分の通知及び処分の通知の受理
55 省略
56 第104条の3第1項（第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付
57 第104条の3第4項（第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による出頭命令を行つた旨の通知及び送付された運転免許証の受理
58 第104条の3第5項（第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による保管運転免許証の返還
59 省略
60 省略
61 省略

よる高齢者講習連絡書の送付
41 第102条第1項及び第2項 _____ の規定による臨時適性検査の実施
42 第102条第3項の規定による臨時適性検査の通知
43 第103条第2項及び第7項の規定による他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び処分の通知並びに処分移送通知書の受理
44 第103条第5項の規定による適性検査の受検及び医師の診断書の提出命令
45 省略
46 省略
47 第104条第1項（第104条の2の2第6項及び第107条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の実施
48 省略
49 省略
50 省略
51 省略
52 第104条の2の3第3項において準用する第103条第2項の規定による他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び処分移送通知書の受理
53 第104条の2の3第3項において準用する第103条第7項の規定による他の公安委員会への処分の通知及び処分の通知の受理
54 省略
55 第104条の3第1項（第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付
56 第104条の3第4項（第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による出頭命令を行つた旨の通知及び送付された運転免許証の受理
57 第104条の3第4項（第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による保管運転免許証の返還
58 省略
59 省略
60 省略

	<p>62 省略</p> <p>63 省略</p> <p>64 省略</p> <p>65 省略</p> <p>66 省略</p> <p>67 省略</p> <p>68 省略</p> <p>69 省略</p> <p>70 <u>第107条の5第5項及び第7項の規定による提出された国際運転免許証等の受理</u></p> <p>71 <u>第107条の5第8項の規定による国際運転免許証等への処分事項の記載</u></p> <p>72 <u>第107条の5第9項の規定による他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び処分の通知並びに国際運転免許証等への処分事項の記載</u></p> <p>73 <u>第107条の5第10項の規定による仮禁止通知書、国際運転免許証等の受理及び国際運転免許証等への処分事項の記載並びに他の公安委員会への処分移送通知書、仮禁止通知書及び国際運転免許証等の送付</u></p> <p>74 省略</p> <p>75 省略</p> <p>76 省略</p> <p>77 省略</p> <p>78 省略</p> <p>79 省略</p> <p>80 省略</p> <p>81 省略</p>		<p>61 省略</p> <p>62 省略</p> <p>63 省略</p> <p>64 省略</p> <p>65 省略</p> <p>66 省略</p> <p>67 省略</p> <p>68 省略</p> <p>69 <u>第107条の5第4項及び第6項の規定による提出された国際運転免許証等の受理</u></p> <p>70 <u>第107条の5第7項の規定による国際運転免許証等への処分事項の記載</u></p> <p>71 <u>第107条の5第8項の規定による他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び処分の通知並びに国際運転免許証等への処分事項の記載</u></p> <p>72 <u>第107条の5第9項の規定による仮禁止通知書、国際運転免許証等の受理及び国際運転免許証等への処分事項の記載並びに他の公安委員会への処分移送通知書、仮禁止通知書及び国際運転免許証等の送付</u></p> <p>73 省略</p> <p>74 省略</p> <p>75 省略</p> <p>76 省略</p> <p>77 省略</p> <p>78 省略</p> <p>79 省略</p> <p>80 省略</p>
道路交通法施行令	<p>1～4 省略</p> <p>5 <u>第40条の2第2号の規定による委託をした旨の公示</u></p> <p>6 省略</p>	道路交通法施行令	<p>1～4 省略</p> <p>5 省略</p>
道路交通法施行規則	<p>1～7 省略</p> <p>8 <u>第29条の3第2項の規定による処分の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</u></p> <p>9～20 省略</p>	道路交通法施行規則	<p>1～7 省略</p> <p>8 <u>第29条の3第1項の規定による処分の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定</u></p> <p>9～20 省略</p>
省略		省略	
技能検定員審査等に関する規則	省略	技能検定員審査等に関する規則	省略
<u>運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）</u>	<p>1 <u>第4条第2項第2号の規定による認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習の実施</u></p>		
省略		省略	

認知機能検査員講習の実施に関する規則（平成21年愛媛県公安委員会規則第5号）	省略
認知機能検査の実施に関する規則（平成21年愛媛県公安委員会規則第7号）	1 第2条の規定による検査結果の報告の受理
省略	

(12) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

法令	専決事項
省略	
道路交通法	1～23 省略 24 第107条の5第6項の規定による提出者への国際運転免許証等の返還 25～30 省略
省略	
運転免許に係る講習等に関する規則	省略
省略	
認知機能検査の実施に関する規則	1 第3条の規定による検査結果の通知 2 第4条の規定による検査結果の通知に係る書面の再交付申出の受理及び再交付

認知機能検査員講習の実施に関する規則（平成21年愛媛県公安委員会規則第5号）	省略
省略	

(12) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

法令	専決事項
省略	
道路交通法	1～23 省略 24 第107条の5第5項の規定による提出者への国際運転免許証等の返還 25～30 省略
省略	
運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）	省略
省略	

附 則

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。